

発議第2号

山神ダム上流域産業廃棄物処分場問題に関する意見書

平成11年に、作業員3人が死亡する事故が発生した山神ダム上流域産業廃棄物処分場に関して、福岡県はこれまで事業主に対して、埋め立て許可容量を超えて埋め立てた27万3千立方メートルの廃棄物の撤去を行うように指導を行っているが、改善命令等の履行は進んでいない。その間、すべての業の許可を取り消す等の行政処分が行われた。また、建屋内に保管された廃塗料350トンを含む3,900トンの受託廃棄物の撤去も繰り返し求めてきたが、遅々として進まず、平成29年度にいたっては、廃油、汚泥の搬出は、全く行われていない。そのため、廃棄物容器の腐食による流出の危険性も考えられ、周辺の関係住民の処分場に対する不信感や不安感は払拭されていない現状にある。

一方、筑紫野市議会では、平成11年に産業廃棄物問題対策特別委員会を設置、その後、平成24年には山神ダム上流域産業廃棄物問題対策特別委員会と名称を変更し、山神ダム上流域にある処分場に特化した活動をしてきた。その活動の一環として、平成29年7月、委員全員で処分場内の視察を行ったところ、第2期処分場の建屋内では、廃塗料容器の腐食が多く見られた。また、第2期処分場拡張部では、盛土がはがれている場所も見られ、廃棄物が一部むき出しになっている状態であった。

これらのことは、山神ダム上流域に住む住民のみならず、山神ダムを原水とし給水を受ける全ての住民に生活環境保全上の支障が発生する恐れがある問題である。

よって、県におかれては、周辺・関係住民の不安を払拭し、安全で安心して暮らせる環境の確立を目指す立場から、下記の事項について迅速かつ適切な措置が講じられるように強く要望する。

記

1. 県営山神ダム上流域産業廃棄物処分場に関して、事業主による、埋立許可容量を超えて埋め立てられた廃棄物及び残存する受託廃棄物の撤去が早期に履行されるよう県の責任において、実効性のある計画を立て、厳重な監視、強い指導を行うこと。
2. 産業廃棄物処分場施設周辺環境が、将来にわたり安全確保が出来るように抜本的対策を講じること。